

三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和 8 年 8 月 10 日 (月)

開会 14 時 00 分

閉会 15 時 30 分

2 会 場 三次市役所本館 6 階 601 会議室

3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎
委 員 小 川 治 孝
委 員 前 田 奈 美

4 出席職員 教 育 部 長 宮 脇 有 子
教 育 部 次 長 藤 本 裕 佳 里
教 育 企 画 課 長 渡 部 真 二
学 校 給 食 担 当 課 長 小 原 謙 二
社 会 教 育 課 長 山 西 正 晃
教 育 企 画 係 長 高 野 寛 久
学 事 係 長 田 中 明 美
教 育 企 画 課 主 任 主 事 平 奈 菜 巴

5 議事日程

(1) 議案第 18 号 三次市立学校の廃止について

(2) 議案第 19 号 市議会提出予定議案について

(3) 議案第 20 号 市議会提出予定議案について

(4) 議案第 21 号 市議会提出予定議案について

(5) 議案第 22 号 三次市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

(6)議案第 23 号 三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

迫 田 教 育 長 ただいまから、教育委員会会議を開催する。

はじめに、前回教育委員会会議以降の状況について、5点報告する。

1点目は学校再配置に係る取組である。

学校の魅力化を進めるための学校再配置について、関係校区の保護者や地域の皆さんと協議を行っている。布野中学校及び作木中学校の再配置について、関係者との合意を踏まえ、先日、覚書を取り交わした。本日の議案の中であらためて説明する。また、来年度開校予定である学びの多様化学校について、生徒及び保護者を対象とした説明会を8月1日と3日に開催した。当日は、参加した生徒が自分の興味・関心があることについて交流したり、保護者の率直な思いや質問を受けたりと、理解を深める時間となった。また、設置を予定している旧君田中学校を見学する時間も設定した。

2点目は放課後児童クラブ民間委託に向けてである。

放課後児童クラブは、学校の夏季休業とともに朝から終日実施している。10月1日からの民間委託に向けて、7月30日から8月6日までの間、4会場で保護者説明会を行った。説明会では、保護者からの質問もあり理解が深まった。今後も円滑な移行に向けて計画的に取組を進める。

3点目はジミー・カーターシビックセンター、平和学習センターの再開についてである。

甲奴町のジミー・カーターシビックセンターの内壁改修工事が無事に完了し、8月1日から甲奴図書館を含め、施設の利用を再開した。甲奴町内の正願寺の梵鐘が機縁となり始まった、アメリカ第39代大統領のジミー・カーターさんとのつながりや、カーター元大統領と夫人ロザリンさんの足跡を展示する平和学習センターの展示も刷新し、7月29日にリニューアルオープンの記念行事が行われた。広く多くの方に見ていただけるよう情報発信に努めていく。

4点目は美術館関係である。

奥田元宋・小由女美術館では、企画展「MINIATURE LIFE展 田中達也 見立ての世界」を8月20日まで開催中である。この企画展は大変好評で、連日子どもから大人まで多数の来館があり、来場者が本日2万5千人に達成する見込みである。また、この度ミヨシ電子株式会社から奥田元宋・小由女美術館のアップーロビーに設置する大型モニターを寄贈していただいた。三良坂平和美術館では、「40回平和展」として「宮角孝雄写真展」を8月30日まで開催している。美術館あーとあい・きさでは、企画展「MIMAS×2 EXHIBITION 三桝正典・明子展」を9月6日まで開催している。併設の吉舎歴史民俗資料館では、国の登録文化財に指定された「臨川山 明覺寺」を紹介する企画展を8月23日まで開催中である。それぞれご鑑賞いただくようご案内申し上げます。

5点目は市内小学校への指定寄附についてである。

三次小学校に対して、有限会社備北清掃社より遊具を寄贈いただいた。のぼり棒やのぼり綱で体力づくりのできる遊具である。遊具は設置済みで、9月1日に子どもたちへのお披露目を行う。この場を借りて披露し、お礼申し上げます。

以上、教育長報告とする。

迫田教育長 これから議事に移る。議案第19号から議案第21号については市議会に提出する議案のため、公開になじまないものとする。ついては、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 本日の教育委員会会議へ傍聴の申し出があった。傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条による傍聴の手続きを行っていると認めたため、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により傍聴を許可することとする。

議案第18号「三次市立学校の廃止について」を行う。ただ今から会議は公開とする。

傍聴の方は入室をお願いします。

(傍聴者入室)

迫田教育長 それでは、議案第18号について事務局の説明を求める。

教育企画課長 —議案第18号資料に沿って説明—
以上、説明とする。

迫田教育長 まず、布野中学校の再配置について質問、意見等あればお願いします。

井岡委員 保護者の意見が様々あったようだが、具体的にどのような意見が出されたのか。

教育企画課長 大きく分けて、「再配置計画に反対」「計画の1年延長を希望」「計画通り進めてほしい」の3つの意見であった。

前田委員 意見が割れる中で最終的に「教育委員会の判断に委ねる」と結論付けた経緯を伺う。

教育企画課長 布野中学校保護者会として意見がまとまらない場合、保護者会の中で最終的に教育委員会の判断に任せることで合意されている。

小川委員 初めて行うことで、地域の方を含めて様々な思いがある。可能であれば、君田中から三次中に行った生徒の気持ちを聞くなどして、生徒理解を深めてほしい。

迫田教育長 ご意見として聞かせていただく。

藤井委員 地域からはどのような意見があったのか。

教育企画課長 7月1日の説明会の中で「学校がなくなっても布野で子どもを育てる環境を整えてほしい」「通学対策はしっかりしてもらいたい」「学校がなくなるのは寂しいが、保護者や子どもの意見を尊重したい」「地域全体で納得することは難しいが、大きな流れの中で前に進まなければならない」といった意見をいただいた。

小川委員 説明会の回数は決まっているのか。

教育企画課長 回数は決めていない。地域、保護者の理解を得られるまで説明会を重ねることが基本である。地域や保護者から質問を受け、それに答える形で開催しているため、地域によってばらつきがある。

迫田教育長 保護者会長、地域の役員の方には非常にご苦労いただいた。意見が様々

出され、苦渋の選択の中で前に進めていく計画であることを我々も理解している。

前 田 委 員 再配置先である三次中学校の施設、整備上の受け入れ体制に問題はないか。

教育企画課長 三次中学校の施設、設備上の課題は特にないと認識している。

迫 田 教 育 長 続いて、作木中学校の再配置について質問、意見等あればお願いします。

小 川 委 員 通学に関し、どのような意見が出て、どのような回答を行ったのか。

教育企画課長 作木は地域が広く、三次中学校までの距離も遠い。また、豪雪地域でもあるため、通学方法を心配する意見が多く出された。詳細は今後決定していくが、通学バスを運行する予定である。全地域共通で朝 1 便、夕方 2 便で、夏休みは運行しないことを基本としている。通学時間については、国の指針として 1 時間程度と示されている。試走を行ったが、1 時間まではかからなかった。家庭によっては 1 時間前後かかる場所もあるが、試乗で慣れてもらいながら、今後の交流等で不安を解消していく。

前 田 委 員 運転手不足が課題となっている中、スクールバスの運行にあたって、将来的に運転手を確保できるのか。

学 事 係 長 今後、バスと運転手がどの程度必要か、現在、運行事業者と連携を行っている。今後も情報共有を行いながら、連携を行っていく。

迫 田 教 育 長 それでは、布野中学校及び作木中学校の廃止について最終的な意見をお願いします。

井 岡 委 員 保護者や地域の方々が自分たちの思いを抑えてでも、子どもたちの将来を思い、教育委員会に判断を委ねたのだらうと思う。その重い決断を尊重し、進めていくべきである。

藤 井 委 員 子ども一人ひとりの学力や義務教育課程で学ぶ内容が重要だと考える。廃止の方向で進めるべきである。

小 川 委 員 地域から学校がなくなることは誰も喜ばないが、重要なことは、子どもが将来「ここで生まれてよかった」と思える環境づくりだと思う。そのためには、生徒数が多い中で学び、多様な経験を積むことが大切であり、廃止はやむを得ない。

前 田 委 員 廃止に異論はない。ある程度の人数がいる環境でなければ、学習や行事が活性化しにくく、競争に触れる機会も失われてしまう。将来、社会へ出て、初めて大人数の環境を経験するよりも、中学校の段階から慣れていく方が子どもたちの負担も少ないと思う。

迫 田 教 育 長 それでは、議案第 18 号についてはよろしいか。

委 員 一 同 ー承認ー

迫 田 教 育 長 続いて、議案第 22 号について事務局の説明を求める。

教育企画課長 ー議案第 22 号資料に沿って説明ー

以上、説明とする。

迫 田 教 育 長 質問、意見等あればお願いします。

前 田 委 員 なぜこの議案が出されたのか。

教育企画課長 基本は参集により、会議を行うことが原則だが、感染症等により参集できない場合も想定されるため、オンラインでの出席が可能となるよう、規定に明文化するものである。

前 田 委 員 オンラインとはどのような方法で行うのか。

教育企画課長 ZOOM を使用することを想定している。事務局から ZOOM アドレスを各委員に通知し、出席していただく。

前 田 委 員 傍聴はどのように対応するのか。

教育企画課長 モニターを活用し、会議の様子を会場で傍聴していただく想定である。

小 川 委 員 基本的には出席するが、やむを得ない場合のみ、教育長に理由を説明し許可を得た上で、オンラインにて参加が可能だと考えてよいのか。

迫 田 教 育 長 その通りである。

小 川 委 員 今は議案の説明を聞き、意味を理解しているが、今後、委員が変わった場合、この規則では常にオンラインでの出席が可能と捉えられる場合がある。安易な利用を防ぐためや誰が見ても会議のスタンスがわかるよう、「原則は参集しなければならないが、やむを得ない事情がある場合」といった文言を明記すべきではないか。

前 田 委 員 基本は出席か、オンラインか、どちらを選択することも自由なのか、この書き方では教育委員会のスタンスが分からない。

教育企画課長 改正案には「やむを得ない場合」という一文は入れていないが、三次市教育委員会会議規則第4条に「委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参加しなければならない。」とあるため、オンラインでの参加自体がやむを得ない場合のみという意味を含んでいるものとして捉えている。

前田委員 そうであれば、第4条第2項に「やむを得ない事情があり、会議に参加できない場合には」というような一文をいれてはどうか。

教育部長 事務局で内容について再度確認したい。この議案は継続として賜りたい。

迫田教育長 一旦継続審議とし、内容を確認した上で、再度協議をお願いする。
議案第22号は継続審議としてよろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 続いて、議案第23号について事務局の説明を求める。

教育企画課長 一議案第23号資料に沿って説明—
以上、説明とする。

迫田教育長 質問、意見等あればお願いします。

前田委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項に反さないか疑義がある。第2項に掲げる教育委員会が執行すべき事務まで教育長が臨時に代理できてしまうことは、法律の趣旨に反するのではないか。

教育企画課長 第25条に「その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理することができる」とある。委任と臨時に代理の意味の違いだが、委任は権限を移すことであり、臨時代理は権限を移さず臨時的に代理とすることである。教育長が臨時的に代理をし、その後報告するといった仕組みを統一する考えである。

前田委員 委任と臨時に代理で分けて規定されているため、臨時に代理であればよいのではないかという思いもあるが、この法律の趣旨としてそれがよいのかは疑問である。法律の趣旨として、教育委員会が執行すべき事務が第2項に挙げられている。それを教育長が臨時に代理してもよいのか、問題ないことをはっきりさせてからの改正がよいのではないか。

迫 田 教 育 長 ご意見いただいた点について、改めて事務局で確認することとし、議案第 23 号は継続審議としたいと考えるがよろしいか。

委 員 一 同 一異議なし―

迫 田 教 育 長 以上で本日公開とする議題は終了となる。

傍聴の方は、退室をお願いします。

(傍聴者退席)

ただ今から会議は非公開とする。

議案第 19 号 市議会提出予定議案について
(市議会に提出する議案のため非公開)

議案第 20 号 市議会提出予定議案について
(市議会に提出する議案のため非公開)

議案第 21 号 市議会提出予定議案について
(市議会に提出する議案のため非公開)

迫 田 教 育 長 以上で、本日予定した議事等は全て終了した。
本日の教育委員会会議を終了する。

終了時間 15 時 30 分